業ができるように、

頑張って参りたいと

会だより

第118号

八千代町農業委員会会長 小竹 発行人

編 集 農業委員会だより編集委員会 節

担当地区

(尾崎、大間木、

舟

芦ケ谷新田

農業委員

大久保

隆

夫

えようとしています。 毎月行われる農地転用等の申請案件 農業委員に就任して、 任期の半ばを迎

ができるように推進していきたいと思 調査では、安静地区が一番多くその中に な問題があります。 就農者の高齢化や後継者不足等さまざま としています。また、TPP問題、農業 ます。五年後には、転作が廃止されよう り巻く情勢は、厳しさを増す一方であり に複雑な気持ちになりました。 昔から続いた家族関係が失われて行くの 住宅のための農地転用が多くあります。 には驚きました。もうひとつは、二世帯 す。現地調査に於いては、過去に無許可 ておりますが、責任の重さを感じていま 現地調査、定例総会で議案の審議を行つ る農家に農用地利用銀行制度で有効活用 は、耕作できる田畑があるので意欲のあ で農地に建築したものがたくさんあるの 今後も優良農地を守り安定した農 地区別の耕作放棄地 農業を取

> 農業委員 小 林

> > 農業委員

藤

平

孝

雄

担当地区(兵庫沼端、前田、伊勢山 根ノ谷、菅谷西

的活用と担い手の育成等、 推進し、耕作放棄地を防止し農地の効率 と思いますが、農用地利用銀行の活用を 農地転用制度の周知活動や是正指導をし 件が数多くあるのに驚きました。今後も、 たいと思っています。 性化のために任期の最後まで務めて参り 巻く環境は、情勢がますます厳しくなる 調整制度やTPPの問題など農業を取り て行きたいと思います。また、米の生産 建物を建ててしまい現在に至っている案 責任の重さと自分の力不足を感じていま 等で学んでまいりましたが、農業委員の ようとしています。 農業委員に就任して任期の半ばを迎え 気づいたことは、過去に農地のまま 毎月行われます申請案件の現地調査 定例総会後の研修会 地域農業の活

郎

担当地区(久下田、高崎、 大里、小屋) 大渡戸、

す。多様な農業がある中で、 舵取りをしてほしいと思います。しかしの餌食にならない様しっかりした農政の 中で注視しているところです。 性化のため助言できるよう取り組んで 用銀行」を活用してもらい農地を守り活 休農地などが有効活用できる「農用 は、75歳以上だという。耕作放棄地や遊 口のうち65歳以上が六割、そのうち半分 の売買が多くなってきている様に思いま 後継者不足等で農業をやめる人達や農地 総会を通して気づいたことは、高齢化や ながら農業委員として毎月の現地調査や 民が、春に向けて交渉がヤマ場を迎える 回されている農家の人達や、 TPP交渉、コロコロ変わる農政に振り を繰り出しました。それに水を差すの の矢(金融緩和、 ノミクスも景気を「陽」にしようと三本 民主党から自民党へ政権が移り、 財政出動、成長戦略 農業就業人 損を被る国 弱肉強食



きたいと思います。

農業委員選挙人名簿 登載申請書審査終わる

平成26年1月1日現在の農業委員選挙人名簿登載申請の 提出に基づいて、農業委員会で審査を行い、1月31日町 選挙管理委員会に送付しました。その後、町選挙管理委 員会で諸手続きを経て、3月31日に決定されます。

平成26年度の有権者数は、男3,597人、女3,043人、合 計6,640人と見込まれます。

審議を心がけて優良民の代表として信頼民の代表として信頼 業を基幹産業として生活してきた当 きましてから約 担は 、農業委員の役割と、く見受けられます。 がけて優良な農地 農業従事者の高齢 手不足により耕 年がたちま 頼された公正 頼された公正公平なの役割として地域住れます。そんな現状により耕作放棄地等 配化それ

農地の転用には 許可が必要です

農地は、農地法により農地以外に利用すること (転用)が制限されています。農地に家を建てたい、 または駐車場にしたいなど、農地以外の目的で使 用する場合は農地法の許可が必要です。

農地転用をお考えの場合は、まず、農業委員会 事務局へご相談ください。

全国農業 ~全国農業新聞を 購読してみませんか~

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業 委員会系統組織が発行する、経営とくらしに役立つ 農業総合専門紙です。「週刊」の時間を生かし、情報 がわかりやすいよう解説的にまとめています。

○購読の申し込みは、お近くの農業委員または農業 委員会事務局まで。

(毎週金曜日発行 購読料:月600円[送料、税込み])



農業者の皆さん、老後の備えは万全ですか?

農業委員会では安心で豊かな老後を過ごしていただけるよう、農業者年金を積 極的に推進しております。老後の備えは、国民年金プラス農業者年金が基本で す。皆さんも農業者年金加入のご検討を。

☆農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険 料納付免除者を除く)であって年間60日以上農業に従 事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者 など家族農業従事者の方も加入できます。~年金は家 族一人ひとりについて準備することが大切です。~

☆農業者年金3つのポイント

○少子・高齢に強い積立方式の年金

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により 将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」 の年金です。

○終身年金で80歳までの保証付き

仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受 け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値 に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給しま す。

○支払った保険料は全額社会保険料控除

支払った保険料は、全額(1人当たり最高年額80 万4千円)が社会保険料控除の対象となり、所得税・ 住民税が節税になります。

農業委員会では農業者年金を積極的に推進し、平成 25年度の新規加入者は1月末現在で31名となっており ます。老後の備えは、国民年金プラス農業者年金が基 本です。皆さんも農業者年金に加入して安心で豊かな 老後を。

農地・農業者年金・全国農業新聞等に関するお問い合わせは、お近くの農業委員または、農業委員会事務局 (凪 49-3948)まで